

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（946））
2. 日 時：平成30年5月15日 10時00分～11時15分  
14時00分～18時15分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、千明主任安全審査官、津金主任安全審査官、正岡主任安全審査官、田尻安全審査官、日南川安全審査官、関根技術研究調査官、矢野審査チーム員、堀野技術参与、山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 室長代理 他48名

東北電力株式会社：原子力部（原子力業務） 副長 他5名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部設備計画グループ 副長 他6名

中部電力株式会社：原子力土建部 設計管理グループ 主任 他4名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 保修計画課 主任 他4名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力建築）担当 他3名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他3名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、5月8日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る説明スケジュール、東海第二発電所の工事計画認可申請書のうち竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書、工認作成要領及び安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書関係】

- ALC（高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート）パネル部の補強に関して、まだ評価モデルが確定していないとのことだが、別途説明を受けている、6月末までにコメント回答を含めて説明を完了するとのスケジュールとの整合性について説明すること。

【安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書関係（重大事故等時における環境条件を個別に設定するエリア）】

- 環境条件で空調設備の機能に期待しているエリアについて、空調設備の電源及び各エリアとの関係を整理して提示すること。
- 「格納容器圧力逃がし装置格納槽」の環境温度について、現状では空調設備に期待していないとしているが、環境条件の妥当性を説明すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 工認ヒアリング（自然現象等、竜巻、火山、外部火災）スケジュール表
- ・ 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書
- ・ 放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 工事計画に係る説明資料（放射線管理施設）のうち 放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 補足-260-1【放射線管理用計測装置の構成並びに計測範囲及び警報動作範囲について】
- ・ 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
- ・ 東海第二発電所 工事計画に係る説明資料（発電用原子炉施設に対する自然現象等の損傷の防止に関する説明書）
- ・ 東海第二発電所 工認ヒアリング 年間説明スケジュール表（案）
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書のうち 補足-40-1【第54条に対する適合性の整理表（重大事故等対処設備の健全性の評価）】（抜粋）
- ・ 操作性・操作環境に対する説明
- ・ 屋外最高気温の考え方について
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書のうち 補足-40-3【環境条件における機器の健全性評価の手法について】（抜粋）
- ・ 重大事故等時における環境条件を個別に設定するエリア
- ・ 東海第二発電所 工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領について